912.3
ア

三八

日光法華堂

大信

月

海士

出家名藏三昌の出家名は三昌
乃都の面にいそうむ　長　天地の元
為之久堅の天地明見根の御座
本長
房前芸大信ろ八我事也拙もろろ品母
元
ゑ懸別志渡の寺房湯ろ下浦ろ元し
くちの也結ひわろと求つ見ろ也へ

浦よりつゞき遠浜とあさりやと思ひ
あるもの樣に常に塩やうの松乃山く
いと春乃景そうあるさゞ三笠山今は
さうんひ春の今は花ひらへんに岸辺
南の海よりそうんとく紅葉極く深き
ぶや月光の雲もあかり深乃海ひ
ちくゞ鳴門の瀬水高く波ハ海ひ
ね長小水海ひ宮あね海士小舟
あまと翁乳女のあと思へいそうしく
牧ほのり光雲乃光よ海ひ
名にのこよ潮波圓房緑光浦小
房前の浦よ高くり　内志賀浦に
ちや潮波雲房前光浦に古来あ
をうれ男女の差別ハ上人一人乗り

れを沿の事も為ちやと海に出て
藻よりも出でわらに残れば残らぬ寸法なる
色々濃別志海乃浦寺しひまらるる
あの海の実の海へ入て
よあふ浮場男れ海去ハ多流の門外乃山出
月をまち渓蔵の風よ秋を海又流テの
浦へ色々堀ホ水ハ若ホの桜を折ホ
ン
表と長ま海ハ俗もわるれば浦ホ
名のミあ海ホ表ホ
ホ
海川のく堀海ひく流ま若れ世を流ら
葉ホしれハ色ホ
ン
海ん海の実ん
海川海ホ浦ホ

てい　浦のあちこちの海の水底を
人間の川くまなくせんへ　わたつみや
たのれ飢ようのそこなせ　ばかりすむ心
ここ　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ
実と申せたが　祝いやうさ　国会　そこ　そこ
ちや　実　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ
ちや　実　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ
ちや　実　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ
人と　人間の　先　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ
海松　和布　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ　ここ
いやちきりのくハな
しおれの底の月と出流せ　海よ　人間の
（上のわりメフト）

帰りてさりとおまこ　川の宮よりの出宮
めされんあのくらにそよ　さてハ月出
（袖つくもとらへよのさきせうひ　ひりおりをさきひとりとりとりとりふ）
あ川のきよりの出宮　ありとりとや　紙の
北底の人間のあり　おせちハさうそ
ちらへきれ天智天皇　北川底よりのひとの
名除のちさられとこの　漢　ちく　神社
上　ラ　上月分
うれ　ちさわけ　もひ浦の　あ海川

ここに月もみちかのぼるつゆ月もなんら法のみち
めをいさやらふよ　[illegible]
きあけし海士とりもひ浦の海人[illegible]
さしひ浦の海士ゆくさ　さて[illegible]
書たるいはくれ孤て　おまふ里をあ
海のはくやもひ浦人の名ところ也み
あり海を新羅海とやもひ投おとうき海
を新くあらあろ海に海新羅海とやい
さて其羅の名をハ海とやまろて　みの浦
及迎れ緑より海とびりさうのあるあ海
面ちの海に緑くあ面の不肖のおとやい
う孫れ賓を緑くさ清朝よりも海ろて
今れ大唐海ふれ山孫い唐高宗皇帝の
ちよ高ふ山氏寺あれとて興福寺へ

三の宝を送らるゝ華原磬泗濱石面向不背の
珠二の宝ハ京着し面向不背の珠ハ此浦に
て龍神にとられし大臣ハ身をやつし彼珠を
取返さんため賤しき海人乙女と契をこめ一人の御
子をまうけ給ふ今の房前の大臣これなりや
扨ハ我こそ房前の大臣よおもへはいにしへの
海士人や我語り給へ
今はそれはよそ事

とこそ思ひよらね其母の上とかや
ありかたやあらかたしけなや我いはけなき
のはなとされと思ひくる我門されたし
ゆかりの事ハけにありて母上ハ人に
御跡をそへてはるかにも此世ハ別
志度の寺房前のお通りや世ハあはれなり
則このこゑハ法の御経の女人成

は宿りもなし〔[illegible]〕それこそ常なれ〔[illegible]〕
しやどるも月の光雨露の恵みなりとも思はで
身を捨て果てなりおもふなりの海士人が身と心得て
うき人は実にもさすがに海士衣さてもわが
世の袖にはなくやつれ果て給ふなり
まことや貴人の御身に賤しき海人の腹に宿り
給ふも一世ならぬ契りなりとてもただ月日の縁

は程もなく光陰を渡りてかくも我が身の
まこと海士の子孫としてやさしき〔[illegible]〕
我が身のゆかりなるらん雲の旅の
とふらひ給ふ〔[illegible]〕名をば
今はいかに貴人は海士の〔[illegible]〕
は入りまゐらする〔[illegible]〕
さればなかなかに〔[illegible]〕

金沢　いやしきものゝ家にはまれなる事なれば
用にたつべきものへとそれぞれに
いとなみを世渡りの仕様にして
はぶをとりぐく面〻とりつゝはぶ網わゝ
と領掌の時ふさぐ八わりをれ
為孫もあり　とりもぎ子の縄を腰に
つけ　とり場と名付たる所へ縄を動もとへ
を附へ　ゆをとりへ　ゆわひ結へ　物求しぶ
の利鍛をあきなひ　日上　投海底に死い
まハ　死ハ　つゝ雲ハ波煙の源と法さ
つ海漫〻と春入〻　直下とうれ出底なく
かゝるも海底にて　神変なるもの
を発えん事ハ不定なり　かゝる所に
見て　神とうれ　集るまぶ三千丈乃出塔
投珠とうめを沢香玉と海へ守護神よ八

と領掌し給ふ時は八幡宮の御神託に任せ
為孫孫末代に至るまで其の縄を腰に
つけ投縄と称して縄を動かすべし
[illegible]

の利鎌とぬきかけ　投海底に死い
まはく　投海底に死い
つ海深くと分入て直下に海底なり
かるのも海底にて亦変らぬ
も変ぜん事は不定なり
[illegible]
投縄とて其三尺乃至五尺
投縄とて其中に香花を添へ宇佐八

提婆品此第の経寛跋居ましく菩と

昔安人ぞかし義務なりてふ昔衆国を仰ぎ実

それよりぞ十三年　掬ひてうるみ称ありげ

昔りんばし守礼給ひし法あまねく花の蓮華

妙経をこれ品と申しけるは一念にの給ひ

申し給ふ太子越　寂寞無人拝　われる経の

山羅摩がはしは経をふひれくと逢の法蓮多く

天王記莂を蒙りし八歳の龍女の南方に

垢世界に生れ変じて持読志勝へし

深達罪福相遍照於十方　微妙浄法

身具相三十二以八十種好　用莊嚴法身

円

天人所載仰龍神威茶毘わ[illegible]の御
徳やな（第八）（しるしなり）今は絶れ德用わかるく天狗
八幡人なる那人諸通見彼弱女成仏
さてらそ澄明志波寺と号し最も八
幡神書の勅行法験昌の霊地と
為かもしれ春日と称しかの

三人

元法寺
未

麻

もとの色うれさ法の門をへ蛭さ法乃
ひらく原道に出るよ　是八国風の賀
てが我年の門より三熊野に参詣して
塩原言ふ成ひへ[illegible]和歌ひらうそれ
和へのうちやと思ひ　上書　捨への家言同
し苦れ[illegible]ちやこの三熊野の蔵川波多数

ありがたや親よ子よつれだちて我家の
極楽なりやくもりなきこゝろの
うき世の業ははからず南無阿弥陀の南無
無量寿の御国に至るなり 越一念弥陀仏即滅無量
罪と見えるなり 八万諸聖教皆是阿弥
陀仏と説かれたまふ 釈迦は弥陀は
導師 一心に極楽へ 南無阿弥陀仏と

唱ふる人は仏も我もひとつなり 南無阿弥
陀の声うかり 涼しき道へ 導き
給へ 弥陀の御誓ひ 極楽の
道は 急ぎ給へ
ひとへに そのうへ 諸仏の極
楽へ参る 称名念仏の外は
乃往 御法の 極楽の
月の 影をまつ 身の 御弥陀へと

ちりぢりもん掛や撥めハちりぢりになとはちる
くどきがハん書来乃世にはすまゐかなしなれ
まめや説経もしは法もを聞そ一飾のごく
御法の義へをくのもとなす末代法よりたつ
くめりとまにかさをるに法をよをあらし道
はまにら者とてハ又らのの世をと松の友にあかく
まもハしまくく蒔遊法恵遊にゆゑまり

法の庭にハ回向の宿　いにしへ若えにハ遺
御中へま来れバ　みなさまれのゆくれの海
事ゆくるやん念バ八念仏を若ゆもの念
仏念仏申ふくハ念仏をの教への歩くなるし
きそあまりいでよりの高麻らゆくれのさん念
あまらの高麻寺ゆくるへ又は寺をハ深る
とうはバ津羽排ゐをすれ気を深縁乃にれまく

深寺とは　又是あり法華経の函に深
法の中を分て深夜の井戸とやしるわ
一　　是を深る　又法華経　深夜
乃　　二人　上　下
　　是を掘る所に妙法蓮華経
　　上下　上下
　　中　　上下
　　南無阿弥陀仏　実の法華経
　　の
　　則阿弥陀一数の
　　又是かゝる

花樹　妙法蓮華経
とゝ　掘よく法華経
　　掘る　掘木の花も
　　中
　　蓮華経
　　中
　　成仏
　　法の
　　掘る
　　法華経

〽生ハいかにとや　緋桜の　色をとゞめし掛しまき

の色桜ぐく花ハ咲きしハ、そのきさいにおひ

麻の海とまみの雲も緑も紅も唯一つ色の

さそいん風吹西吹く秋風ふかん西吹く秋の

風かなん　抑此当麻の曼荼羅と申すハ、人皇

四十七代の帝、廃帝天皇の御宇かとよ、横萩

乃右大臣豊成と申しし人　〽其御息女中将

姫の此山に籠り　称讃浄土経毎日

讀誦志給ひしに [illegible]

〽なりし時　正身の弥陀来迎あり　我も

[illegible]

〽綴りてハ年毎に　其業あらはし

〽御一向に念佛三昧の定に入る [illegible]

所も山陰の松吹く風も涼しくて [illegible]

とて其水の名をも染殿の井とも申候
も寺ら称名念仏の家の上称讃浄土へ
の御寺にてある折節化人の老尼乃忽
然と来りたゝずみ給ふ人風情と
彼尼曰さぞ縁の老尼答へて宮の御法を
ある程やがて立ち戻りて来られし化尼
此縁ハ中将姫にてあられつゝ我(戒)是に

愛子なる 後半も共に山中に籠りゐしに
とては南無阿弥陀仏の声を文殊
かゝる見物をと蓮の糸を縁に結びそれ
名をられ給ひしを蓮の糸を寄へ姫の
さてこそ染殿の如の深縁如来誓に
来迎の願引に蔵縁所に縁一つ縁乳
此鵜とをわらりんの法に浄土 宝蔵まさ物

浄刹結縁の義をとぞ申すなれば仏体はよく見ゆれや
又聖衆も一佛乗の名目なれば衆生も同じ
浄土の法事を起さん為今此寺に来りた
り法事の為に来臨するぞやいはれ
まことに伝へ聞く仏法の縁をなほ語り給へ
君は菩薩の化身と来り現はれたり
光をあらはす声聞の蔵をもみちびく
抑も當麻の寺は如何なる人の建立にて山の
上の嶽とは申すぞや又此山を二上の嶽
此尾上の松も二上山の峯に上り嶽とは
おなじく此の頃の後は雲に乗りて
あまり其の雲に乗りて来りて
中将姫の御身なればや光に付
ても信心を起こし此寺に参詣をも

上とはいひながら女は声聞のごとく物云ひて
わが身ぞ竹林の菩薩乃海のすがた
結ぶ庵もおのがまゝなるきさらぎ 太蔵 須弥
草木は雨露の恵み養ひ得て花開く婦人の精魂我姿
深きはの御法の声に浄土の縁となり
迷ひの海に浮び出づる
世間の夢ともなき身の
総て世の外事を見て
来世法性とまかせ 日上 あら難や霊宗
乃振袖も眼雲払ふ 情非情法輪
此声辯ながら世の中の 日 情非情
勝れし法の 海より深き光
の果 日 やり 世をも佛の
まことは無相真如の体 唯一塵法界

さまつまやはうさまつまや摂取不捨
為一切世間説此難信
之法是為甚難
弥陀も此法をうけつきぬれは給ふ事
おほくさかりへしとや　唯称弥陀　称名やうのみ
或出加持　令心不乱すよ　みなろかよ　乱
阿弥陀よ　十声も　一声もそれ往生　疑
疑の礙の者　疑疑の礙の者　免礙の入

むさく称名此妙喜此仏実法無しの
法来光なる著ふ光明遍照十方此衆生
をふる西方此迎へ捧て此法の称ふかひみまれ
弁内法の来此さしみる海此要の衆生
わのくとえ成よけり

元禄十

菊渡

春は花の盛りの春のみかとの極くにて
菊渡のわたりかとん　訓　是は作者まの三部
感懐かくのごとくもひ渡菊渡は先陳行
あり其作者は儀象の四徳を結合した
と同意かくの如く今入新作の句秋
渡河の渡をのらるるが為也りく松尾氏

のかめく実附めひろ勢ひしかぶかぶら
らよ生ひ見れば荻流よりあく実にきの荻門
よくあく実にきの越北陸の四国にあり長
ちかハ海おろ浦人の新見よりはなれたふ
ちとおつくさとそこで名越光ろあを
見ふさしに思ひなど考ひ給ひ給へられ
せあてふ事ありうん事ぞん。（一説上）先の波おく高

荻流の名ふ書ふ書に流まり（方言）梅
ちかあまとそれば老女一人機術張あり
うよ感繰とそこ流となりもそハ小ある者に
（上）
繰れ流藻よ信濃の我物と言ひもそな
うあせとハきに物ひ物ん物よりも関果乃
也原小車のあらはれ人の罪科ふ云ふ紙
ひそと思へとも我ふあるらも物ひひ科も

けるをあはとうて給ふん　絵果ぬけ世
らうの女宿の海よりく　釈ようて海ふん
幻の生れるん別海を　ひれおりひと
世とひとりかるとうふ　ひ海よ
流あるひとせあそい同世給へ　ふとぬ
らうを海へ　ひ上を海とうかるすへ
歌れのえうふくのとへ　ちうのて受五

ひてをを年三月廿九日　ひくぶう
の男を独うひ　北海と馬ふて　ふと
ふ　ひ投男を　ひ投男を
海の海の　唯一　海ひ
ふ　ひ海の　ふ海と　ふ
総　ふ　ふ　ふ
ふ　ふ　ふ　ふ

思ふ所いやくて龍ハとゝ[illegible]
そゞ人[illegible]
思ハば男[illegible]
海よ流めてゆ[illegible]
[illegible]
[illegible]

□と出て　西東　四月　あつまとおつびとも
みをへこんまぬ親なりしに　然るに　れ来せて
あらはるも　彼の新しそやぎ　寄やくの親
恋ひ　に関よわ孫　元ふと思ふ　乃よ
こ今こそ思ひ　新まこふれ　なのも宮あ
る　世　ひ　海のわう　老　不宮乃
こ　さうひ　れ　ら　と　て　つ　ら　あ　老

四

ゆ眠りの中　れ　や　こそ思ふ　親　れ
ちら　ら　ひ　ん　こ　か　こ　あ　た　と　離
ひ　も　待　こ　思　ひ　み　い　の　世　こ　金
あ　て　や　世　と　め　ら　ふ　ち　ひ　さ　海　の
枝　枯　も　類　ら　ら　ぶ　海　の　ひ　世　ば　さ　り
ぬ　ま　ば　今　ら　海　の　み　ら　乃　海　と　の　て　海
こ　わ　ら　ひ　も　あ　ら　そ　と　そ　り　の　海　世　な

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ふる里の外に一義をおこしたるかたちにて海とわたるものも見そめ希代の例なり
去ぬるくもらまとるやわまとるなり深川の見
上より我とうまそり波乃ぶ引ぬ出ぬ
刀をあひくゝ橋乃わうと刺通しぶすと
とるるまへ肝魂も消うせるとあるうちを
まく海のとく入らかくうちうの庫より流るゝ

打節引塩ひり 打節引出ひびき
て行波のぶるぬ深ぬ岸の磯
よ流まるゝ蔵波のあ庫の惡魔乃
あ神とあゝ拙とかさんと思ひ
思ふさあよ帝ひのぼ法れ弘よのり
とるく神弘樂の為ひうとるの刑摂
ひるそ行紅ひぢ見の海をひる死

[illegible]

拾遺

[illegible]

急ぎまゐらせ候 元 仙急ぎ報じ給ひ候 元 ハそもや
奥州作蕨の城に出羽の国の住人
清原の 元 光衡の子 元 泰衡が
何と作蕨の城にとりこめ山伏指侍も
を一人事の出事ありて指こいつる
事 元 こうこうのみくに唯南無阿弥陀
まうとぞ 元 いそぎ報じ給へ

指侍とある礼と見るならば
ものしりあるべし唯南無阿弥陀
中にもあるべし唯南無阿弥陀
中にもあるべし唯南無阿弥陀
義 とぞ
弁慶のたまへ 元 異そのぞ
立ちのぼりたりの我ぞ指侍の山伏
もの細ものさ山伏ぞ社ぞ
我礼の出給余のこ

ものとは対をひきけらるるものなり者ども
海ものは殺わんかりなり海は山伏をは
門へ入て入申あるの山伏さんは先く対面
とかう紙海へ山伏なかく者ども
たるは長ふくはを山伏信ふ子ん
は梶法信ふは門へ入ふ刑部殿の
は使下べ指は合戦よ対面は恵蒲ん

乃は事ものは梅は指待とは指ふは紙を
ものを刑部殿さ二人の山伏く成奥へ
は不は門の使梅ふくは者ども指は待を
指て山は寄く社さ二人は入の使ふ者刑部殿
ふくは入ふ刑部殿ふくかは指ふ紙ふを
指ものふ殿ふは刑部殿ふ指ふ
ど成事と殿は殿ふ門へは入ふ入いた

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ら[illegible]ぞ[illegible]ありけるに[illegible]
[illegible]
[illegible]

何まろ我れ如く海まで行きて
おく行かんそ我れ家へ帰りて
あれ我れ只此姫を再まそと出家して
の利生ありて[illegible]沢信と二度乃
とたつへく[illegible]契親まのまを庭ぬく
海を渡りて中なる迎さそ我れ家へ
思ひ乃[illegible]命を捨て命を
乃ぬ人を毎人[illegible]
家をもたれぬ[illegible]数なかぬ
思ひ乃[illegible]
く何そ[illegible]
[illegible]八[illegible]
[illegible]
乃山体の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

のすみくにのうち今を名家にて
そこのひくにはやさかるいにしへ
をとりのくらまのへ 抽を新羅ふて御
ちからあるを能やが新羅と海をへて
はいりそこれの事をこひたまはくは
たゆくは いにしへ新羅へ上がぶ信を
八幡の合戦ゆくくを来もやまぬく
御代中ごろ角八沢信を家ほれを根来
くに成は いにしへ文慶 四年に作
沢信を家後のを根来くぶ尼
ごとにまをへ 四年てのぶ宮とを所をと
いにしへ合戦より後くまををとの 抽を八
幡の合戦今ををををををををを門脇
殿二男能登守教盛と名乗をぶ形

弘安礎まちかく潜宮いたに源氏の大
将に第一番をまゐらせんずるとて
志賀ごうやをまゐらせ給ふ
志の四天王に立たんとせしが
あらんずるまよ沼信らん海さうの礼剛
武者ふくび馬の系にひあさうの武
者にあらやとあつと第のてひうへ給ふ

扨も府に教経ら扨まらけうちうる
先陣をさうてひあらどうるあやまる
沼信らうしうちのあつひあの老
けうとうあ寺門に射とをぼかひ
給ふ弟の四天王の第相にてみ
といふむ扨も時に沼信ら尚の先陣
出さんとする礼上ふく来るとんくと

世ゝ[illegible]事のあるれかたゝ[illegible]
[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]

作こそ丸人　桓武平家もお將に成
中し御臺　源氏をみ我家の無部
おもし御門の人　清盛平家の無
乃中　引るさハ源氏のうち乃孫　北
もう後　見もう後　北ひら家
ちひるれて余所のなひ合
う御ふ合よ

御分ゆ出ゆ
度家ゆ
人ゆ
ゆ
ゆ

見て、附びつをおわ[illegible]ぶくらいをけと
られくなるひ時、沼尾と時にいさの
たかの子孫ら筑れこの御方ちたうう
事三毒の孫ひ食三毒の御恩をかう
旅謝ひう命ろ海さ為ら要ちり何
ようとうん去ちおくたに八角に及毒と
ふとうん去ちおくたに八角に及毒と
ふあうとうんへうれら事れ不後ろう
ちうとうひうう乳雲ろ[illegible]ふあうひく
光ちうく感ちく其ちまくれくと
御の命くちうかやうう御
ちを討せ[illegible]ふうちをふう
恵ちん後ふうひ後ふあうう世に
世ちく後後恵後ちう孫をふれ知
て命れ恵をうせんとうひうう命

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

我家の門をかどを見るに門に鍵掛置
申事のさうのかどをたてをとのさはる
ゆへ事ゆへに掛へかすがを新に門に掛
その事かくの如くに見るに門に掛置
何の為なるやと問ふに答へて曰く
何の為なるやと問ふに答へて曰く
何の為なるやと問ふに答へて曰く
扨て扨は事とは何とやらん
信じ難き事にはあらざるべしと
其人の事なりや市の事をもかりに
門の有かんをかそのを強く掛と案ずる
に見る義度の門をかけ置る
為なるに事とは
をかるかかか

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右下條諸者往々板
行雖多書違章誤難
討勝今亦闕不善補
不足當流秘藏之加
拍子令改正者也

元禄二歳己巳初冬吉辰

日本橋南通三町目

利倉屋喜兵衛

帝国図書館蔵書
第 9758 号
昭 3.12